

平成 27 年 7 月

内閣情報通信政策監

遠藤 紘一様

一般社団法人全国銀行協会
会長 佐藤 康博
一般社団法人全国地方銀行協会
会長 寺澤 辰磨
一般社団法人信託協会
会長 常 陰 均
一般社団法人第二地方銀行協会
会長 石井 純二

地方税の電子納付の推進等について

平素より銀行界にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、銀行界は、平成 26 年 6 月に公表された『日本再興戦略』改訂 2014「未来への挑戦」や諸外国の動向、IT 技術を活用した新たな決済サービスの普及など昨今の動向等を踏まえて、決済インフラの高度化、ひいては経済の活性化と国民生活の向上を図るため、銀行振込の中核システムである「全銀システム」の 24 時間 365 日稼働の実現などにより、世界最先端の決済サービスを提供することを目指し、現在、検討を進めております。

一方、政府におかれては、平成 26 年 12 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、ICT 等の利活用による地域の活性化を施策として挙げ、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 総合戦略本部）の下に「地方創生 IT 利活用推進会議」を設置し、「地方創生に資する IT 利活用促進プラン」（仮称）の策定に向けた検討を進められています。

また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）にもとづき、平成 29 年 1 月からの利用が予定されている「情報提供等記録開示システム」（以下「マイナポータル」という。）に関する検討においては、電子決済機能を用いた納税等について議論が行われています。

現在、地方税等は、原則として納付書等の書面により収納することとなっており、納税者、地方公共団体はもとより、金融機関も含め、それぞれにとって

負担が大きく、国民経済全体として非効率となっています。

銀行界は、これまでも、国民経済全体の利益増進の観点から、指定金融機関を中心に地方公共団体に対して電子納付（ペイジー）やペーパーレス化（口座振替、事務処理の電子化）の推進の働きかけを行い、各地方公共団体の合意を得つつ、地方税等の納付チャネルの多様化による納税者の利便性向上や各地方公共団体および各金融機関の事務効率化のための施策を進めてきております。

政府において検討が行われている ICT 等の利活用による地域の活性化やマイナポータルを利用した電子決済等を用いた納税等は、決済インフラの高度化を通じた経済の活性化と国民生活の向上を図る銀行界の取組みと、軌を一にするものであり、各地方公共団体において現行の業務や手続きを抜本的に見直し、電子納付の導入を含めた電子自治体の一層の推進を図る絶好の機会であると考えられます。

銀行界といたしましては、今後、政府 CIO の指導の下、関係省庁が連携しつつ、国および地方公共団体において、より利便性の高い電子行政サービスの実現に向けた取組みがさらに加速することを強く期待しております。

つきましては、IT 利活用による国民の利便性向上および行政運営の改善を実現するための有効な方策の一つである電子納付の推進等について、下記のとおり要望いたしますので、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 地方創生に資する電子行政サービスの実現に向けた一層の支援

地方において、平成 27 年度中に「地方版総合戦略」を策定することとなっており、その実施に当たり、地方公共団体や企業の情報通信技術を活用した取組みの実際の導入を促進し、その効果を一層高めるため、現在、検討が行われている「地方創生に資する IT 利活用促進プラン」において、国の重点的な取組みとして、「情報共有基盤、ガイドライン等の整備」、「人材・産業活性化支援」および「利活用障壁の解消」が挙げられている。

電子納付（ペイジー）の導入を含めた利便性の高い電子行政サービスの実現は、地方創生の重要な要素の 1 つである地方公共団体業務の効率化に大きく寄与するものであり、地方公共団体による「人材」と「財源」の有効活用にも繋がるものである。

政府におかれては、「地方創生に資する IT 利活用促進プラン」における国の施策を実施する中で、電子納付（ペイジー）の導入を含む利便性の高い電子行政サービスの実現に向けた各地方公共団体の前向きな取組みに対して、より一層の支援をお願いしたい。

2. マイナポータルを利用した地方税等の電子納付の実現

番号法にもとづき、政府は、法施行後1年を目途としてマイナポータルを設置し、その活用を図ることとしている。

マイナポータルの活用に関しては、IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会「マイナンバー等分科会」で議論が行われており、その中で電子決済機能を用いた国税や地方税等の納付についても具体的な検討が行われている。

地方税の納付に関して言えば、たとえば、各地方公共団体から納税者に対して送付される納税通知書がマイナポータルに電子情報として掲載されることになれば、各地方公共団体における印刷、封入、郵送に要する手間やコストが削減されるなどの事務効率化が期待できる。さらに、そうした電子的な納税通知書にもとづく支払いを電子納付（ペイジー）と連動させることにより、収納事務全体が電子的に完結し、完全なペーパーレス化の実現を図ることも可能となる。こうした取組みの結果、納税者の納税手段の選択の幅が広がるだけでなく、地方税等の収納に係る各地方公共団体、さらには各指定金融機関等の事務の一層の効率化が図られるものと考えられる。

政府におかれては、こうした納税者の利便性向上に繋がるようなマイナポータルの活用に係る具体的な検討をさらに進めていただくとともに、その際には、国民・民間企業等や地方公共団体のほか、指定金融機関等を務める金融機関からも幅広く意見を聴取していただくようお願いしたい。

以 上